議案第１１２号

久喜市水道給水条例の一部を改正する条例

久喜市水道給水条例(平成22年久喜市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第28条第1号中「第7条第1項」を「法第16条の2第1項」に改め、同条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2)　法第16条の2第1項の指定を更新するとき。　1件につき　10,000円

第31条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入され、更新事務に係る手数料を定めるため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。